

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻73号 94/9 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年11月30日(水) PM 3～5 申立人(森村)主・反対尋問
12月26日(月) AM10～12 申立人(小川)主・反対尋問
(会場は芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

学芸員資格は口実、公務の必要性なし 「教育改革」に抵抗する組合員を排除

市芦救援会事務局

去る七月二五日の滝山先生の主尋問において、文化財係への配転と市芦高校における教育活動等の証言が行なわれました。(前号に続き陳述書後半部分として本号に掲載)

まず、「公務の必要性」について、処分者側主張は「文化財保護事務の充実」「博物館学芸員資格を有する」とありますが、業務量増大は発掘調査に関する専門的業務であり、その担当職員は県教委が厳密に審査した調査専門職員でしか従事できないという県の通達を証拠として提出し、処分者側主張を崩しました。また、配転後の一九八七年度社会科教員が前年度の六名から一挙に三名に半減されたことによる学校混乱の実態が証言されました。時間講師を三名も採用して授業の混乱が続く、翌年四月に市教委の指導主事を社会科教諭として一名採用しています。この事は「異動では教科バランスを考慮した」とする処分者側の配転根拠が事実と反することを示すものです。特定組合員の排除を意図した配転の本質を端的に示すものです。更に、奨学金係として就学保障に取り組んできた申立人を配転後、奨学金係の機能が奪われております。「生徒切り捨て」とそれに抵抗する組合員排除の「教育改革」の狙いが明白にされました。九月二二日、寺内代理人による反対尋問が行なわれました。例によって無内容な尋問で審理引き延し以外の何ものでもありません。次回からは森村先生の主尋問に入ります。多くの方々

の傍聴参加をお願いいたします。

も／く／じ

主尋問で処分根拠を全面的に崩す	
処分者はただちに処分を撤回せよ	救援会事務局..... 2
第61回公開口頭審理報告	
陳述書(2)	申立人 滝山 昌彦..... 3
活動日誌 2/	

主尋問で処分根拠を全面的に崩す 処分者はただちに処分を撤回せよ

市芦救援会事務局

今春からの強制配転事案の申立人主尋問においても、多くの新証拠が提出される中で処分根拠は崩壊しており、処分の違法・不当性は一層明白になりました。

◎鈴木先生の強制配転

一九八六年一〇月一日付け異動という全国に例のない異常な強制配転です。しかも市規則による手続きを踏まない違法な異動であることが明らかにされました。人事発令は規則によれば、教育長への委任事項でなく、教育委員会の議決・承認を必要とするものです。文書公開条例によって公開させた教育委員会議事録に一切の記載もなく事後報告もない事実で、違法性を明らかにしました。

また、一〇月一日に異動させねばならない程の「公務の必要性」がなかった点については、詳細な証拠によって明らかにされています。

◎滝山先生の強制配転

一九八七年三月の定数条例改悪に伴う「過員解消」として、六人の先生方が配転させら

れました。今回の主尋問では、まず、定数改悪の三月市議会の審議内容について、その記録を文書公開条例によって公開させることで、多くの虚偽答弁・資料に基づいて過員が捏造された事実を明らかにしています。

①市芦教員の担当授業時間数を事実と異なり少なく報告。この虚偽資料に基づき、社会科学では六名から一挙に三名に半減させられています。

②「六人は指導主事とする」虚偽答弁。指導員に教員身分がない点は本件の重大な争点となっていますが、処分者側は議会では右のような答弁をしています。教員身分が保障された異動として議員が受けとめるように虚偽答弁を行い、わずか二週間後には答弁と異なる指導員として配転しているのです。

③過員数算出根拠に虚偽資料。市定数条例には臨時教員を含めないのを知りながら、三名の臨時教員を含めることで正規教員の削減数を増やすという虚偽資料を作成しています。その虚偽資料を根拠にして、三二名の定数

の中に二九名しか正規教員を配置せず、その分多くの組合員を配転したのです。あらかじめ市芦から排除する組合員を特定して、過員を捏造したという事実が、処分者側資料によって明らかになったのです。

また、「公務の必要性」について、処分者側の主張する業務量増大の内容が事実と異なる点を証拠で明らかにし、処分者側根拠を崩しています。

以上の主尋問で処分根拠は崩壊しています。深沢・河村先生の停職一ヶ月処分も多くの事実誤認があった点をすでに処分者側も認めており、これら一連の処分が市芦組合に対する不当労働行為であることは明らかです。

活動日誌△抜粋△1984.9.22～10.6

9・22 第六二回公開口頭審理（滝山先生反対尋問）。兵庫県職神戸支部失職問題学習会に参加。芦屋地労協ボーリング大会に参加。

23 憲法あしやの会第四回講座に参加。

26 通信No.71発送。

27 事務局会議。

30 芦屋教育共闘会議。

10・1 現代史を考える集い（これでもいいのか日本の教育）に参加。

5 事務局会議。

6 関西争議交流会例会。

第六一回公開口頭審理報告

六二年（不）第二号事案

陳述書(二)

不服申立人 滝山 昌彦

専門職員の森岡が担当し、近隣大学の考古学専攻生等を臨時職員として雇用して専門業務は進められていました。

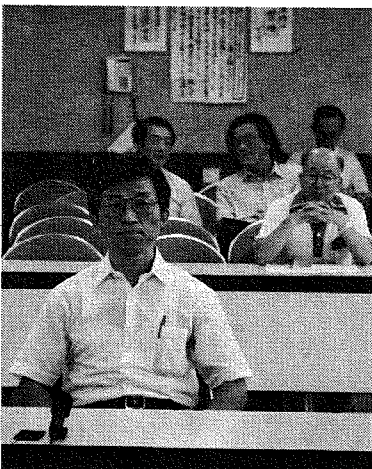
学芸員資格については、大学で単位取得し資格を有しただけで、過去一度も博物館等の専門業務に従事した経験もありません。

私は事務職員としての位置付けであり、当然発掘調査は担当できない職員であったのです。

市教委にとって、発掘調査の増加という事態に対処するためには、調査担当能力のある専門職員の配置こそ必要であったのであり、博物館学芸員の有資格者というだけでは、私はその要員とはなりえなかったのです。

従って、学芸員資格が公務の遂行上に必要とした市教委の主張は、私を市芦高校現場から排除するためだけにこじつけられた理由でしかなかったのです。

人事慣行を無視し、博物館学芸員資格にこじつけた異動を行ったことは、文化財保護行政の充実に名を借りた不当な人事異動であっ



たと市教委は認め、私は一年後に市芦教諭として現場復帰しました。

(2) 一九八一年以降の

市教委の文化財保護行政

私が市芦現場に復帰した時、前年に私の後任として異動していた矢野が、文化財係に配置されています。本人同意の上の異動でした。矢野は学芸員資格を有してはおらず、そのことでも、文化財係に学芸員資格が必要、望ましいという理由が私の配転のためのこじつけであったことが分かります。

発掘調査担当者が森岡一人という体制の下、一九八四年に矢野が転出し、発掘調査に対応できる専門的知識・技術を有する者を囑託として一名採用しています。しかし、一年間で囑託は廃止されています。

翌一九八五年、はじめて文化財係長が課長

5、「公務の必要性」について

(1) 一九八〇年の強制配転との関係

私は、一九八〇年四月に、本件配転先と同じ社会教育文化課文化財係に配転されています。その時の配転理由は、「開発が増加し発掘調査が増加しているので、調査に対応するため学芸員資格を有する申立人を配置した」という「公務の必要性」をあげていました。

その年、社会教育文化課は組織改正によって新設されたもので、社会教育係と文化財係に区分されていました。文化財係の組織構成は、課長が文化財係長を兼任し、その年三月に新設された職名指導員として森岡が配置され、私は指導主事として配置されました。（甲第一号証 芦屋市教育委員会三〇周年記念誌P二〇）

開発に伴う発掘調査は、その年に五件も実施されて増加していました。しかし、その一年間、私は一度も発掘調査や遺物整理等の専門的業務には従事していません。発掘調査は

兼務からはずれて設置され畑が配置されましたが、学芸員資格・発掘調査実績はありません。(甲第一二四号証 教育委員会四〇周年記念誌P一〇)

発掘件数が増加する中で、調査担当者が森岡一人で、多数の臨時職員を雇用して調査・整理を行う体制は変わりませんでした。

(3) 一九八七年度の強制配転

一九八七年四月、市教委は、一九八〇年の反省を何ら生かすことなくまたもや私を同じ文化財係に配転しました。

公務の必要性としては、「かねてより埋蔵文化財の整理等の事務が繁忙であったことから、文化財係の職員数の増員を痛感していた」「そこで、文化財保護等の事務の充実を期待して博物館学芸員の専門的資格を有する申立人を配置」したと主張しています。(処分者側答弁書)

しかし、これらの「公務の必要性」が事実と大きく異なっており、むしろ事実と反していることを以下述べます。

①増大した業務量は発掘調査

前述の公務の必要性に関して、人員増の必要性については、文化財担当課長からも聞いていたと小林証人は証言しています。(第三八回小林証言P二九、P三四)

しかし、文化財係の担当課長は、「特に埋蔵文化財に重点をおいている」、「調査員育成の形で充実に計りたい」と、昭和六二年三月十一日の文教常任委員会で、次年度態勢にふれて答弁しています。(甲第二七四号証の一)

文化財係としての業務量の増大は、明らかに発掘調査にかかる業務であることは、発掘調査の件数が年々急増している事実でも明らかです。(甲第一二四号証P二二四発掘調査統計表)

文化財係の要求は、埋蔵文化財の整理等の事務繁忙のための事務職員の増員ではなく、発掘調査担当の専門職員の増員であるのです。この点については、以下の事件により、一層明白であったのです。

異動の前年一九八六年一〇月、発掘調査担当としての資格がない畑係長が調査を担当して、マスコミの批判を浴び、芦屋市教委が県教育委員会や文化庁の指導を受けるという事件が発生しました。

県下市町の行政による発掘調査については、県の文化財課によって発掘担当者の資格が審査されます。発掘調査経験・報告書の作成・専門的論文の執筆等の実績を審査して、文化財係の業務に必要であったのです。

財保護法による行政調査を実施できる調査責任者として県に登録されます。その調査担当者としての資格を認められた専門職員でなければ調査はできないのです。芦屋市は、無届けで、資格のない畑係長に調査をさせようとしたのです。

この事件では、文化庁から「遺跡が多く開発も多い芦屋市に調査員が一名しかいない」という市教委の体制に問題がある」との指摘があり市教委も調査担当職員の不足により「並行して調査に入らざるを得なかった」とのコメントを出し、県・文化庁が指摘する専門職員の増員が急務であることを認めていました。(甲第一二六号証)

小林証人もその報道を知っていたと証言しています。(第三八回小林証言P三四)

これらのことから、処分者側の主張する「文化財保護事務の繁忙」が全く事実と反しており、発掘調査の増大による専門職員の増員こそが文化財係に必要なものであったのです。

②文化財係の事務量は変わらず

文化財係の事務分担に関して、「全般的に仕事量が多い」と証言していますが(同小林証言P三四)、事務分担表によって私が分担する文化財係の事務は以下のとおりであり、証言が事実と反していることを以下述べます。

(甲第一二七、一二九、一三〇号証)

1 (埋蔵文化財調査)

緊急開発に関する事務(国庫補助等)

個人住宅建設に伴う文化財調査の国庫補助として、国一〇〇万、県五〇万、市五〇万の二〇〇万円の補助事業があります。

私が関与するのは、春に出す申請書類のうち、予算に関する書類作成だけです。調査内容に関する事務手続きは専門的書類であり、すべて専門職員の森岡しか作成できないものです。

その他、原因者負担の発掘調査(共同住宅等の営利目的の開発で補助対象外の開発に伴う調査)に関する事務手続きについても専門的事項のため森岡が担当し、それらの専門書類の審査を行うために県文化財課には審査係があり、厳しく審査をして文化庁に送付するという専門的事務の取扱いがなされているのです。

事務職員が代行できる内容ではなく、私は一枚の送付状をつけて県教育委員会に送付するだけです。

2 (環境整備)

朝日ヶ丘遺跡、金津山古墳、阿保親王塚古墳に関して、それぞれの遺跡の草刈り委託について、年に一〜二回ほど業者に五〜一五万円程度の委託契約を結びます。遺跡の保護啓発として、解説板の設置、

取り替えを行います。文章は森岡が担当し、私は業者に年に一〜二度発注するだけです。

3 (記念物・民俗・石造品等)

奥池の近くのイモリ池に一部群生するサギスゲという植物についての保護がありますが、私がこの間に関わったことはありません。

4 (寄贈品・寄託品)

市民からの文化財資料等の寄贈に関して、書類作成をしますが年に一〜二件ある程度で、資料の評価・審査等はそのつど専門家に依頼されて行われています。

5 (市史等書籍販売事務)

文化財係として、市史・生活文化史等三、四冊の書籍販売をしています。月に数冊も出ません。

6 (美術刀剣類)製作承認事務

芦屋市内に一人だけ製作者があり、毎月製作承認申請書が届けられ、私はそれに送付状を添付して阪神教育事務所に送付するだけです。後日、製作承認通知が届くので、製作者にまた送付します。

7 その他

日常的な業務として、本庁との事務連絡が毎日あり、送付されてくる各種の公文書の收受(收受簿への記載)と、それらの文書に回答が必要である場合、課長・部長等の決裁を受け、発送簿への記載後に発送を

行います。文書の連絡便の係といえます。

以上の職務内容は、一般行政事務職員としての職務内容であり、教員資格は何ら関係がなく、学芸員の資格も関係ないのです。

以上が私の文化財係としての事務分担であり、しかも、すべてが前年の畑係長の事務分担を引き継いだものです。処分者側の言う、「仕事量が多い」「埋蔵文化財の整理等の事務が繁忙」という事実は認められません。

以上、畑係長を配転してまで文化財係に私を配置してすすめるなければならない繁忙という事実は一切ないのです。

まして、仕事量が増大している分野ではないのです。

③配転理由に合理性なし

処分者側の言う「埋蔵文化財の整理等の事務の繁忙」については大きな事実誤認があります。

「整理」で繁忙なのは、発掘調査で出土した土器等の整理であり、土器の洗浄・接合・復元・図面化等の作業を示します。その作業は専門的作業であり、専門的判断を必要とするためすべて森岡が指導担当しています。

「整理等の事務」というのは、上記の作業を経て行われる発掘調査報告書の作成であり、これもまた調査を担当した専門職員が、調査

中の所見を基にして、整理作業の中で確認された出土品の研究成果を分析して作成するもので、発掘遺跡の歴史的評価を下すという、極めて専門的な業務であるのです。

事務職員が分担できる「事務」とは全く異なる内容であり、代行できる内容ではないのです。

つまり、埋蔵文化財に関する業務の繁忙は、発掘やその後の出土品の整理作業の全般に関して、調査担当能力があり、学問的にも一定の水準に達した専門職員でしか対応できないことがらであるのです。

また、「市職労からの増員要求がずっと出ていた」と小林証人は証言していますが、昭和六〇年度、発掘調査員嘱託を解雇して補充がなかったため、その年度に補充要求が現場から出ていただけで、しかも要求は発掘調査専門職員であつたのです。

さらに、「六二年当時、文化財で市史編集もしていた」と証言して(第三八回小林証言P三二)、業務量の多さを強調していますが、私の配転前の六一年三月で終わっています。私の配転理由を、配転後にいかにこじつけようとしたものか、このことでも明らかです。

さらに、処分者側代理人は、「異動当時の多忙な業務だけではなく異動については、将

来のことを思って充実させるためにといううないろんな意味がある」との主張をしています。(同P三七)

しかし、小林証言をまつまでもなく、「人員配置の適正化」を一方で主張する中では、「増員に際しては業務量の検討をする」として、その結果として、業務量増大の内容に対応して、私の配置が必要とする異動理由を処分者側は主張してきたはずで

それが、理由の正当性が崩されると見るや、「将来の充実」という主張に変更したので。もし、そのような主張が認められるとするならば、確かに人員を配置すればそれなりの業務の分担は当然後からでも生じてくるものであり、そのことをもって公務が推進されて人事異動は正当性を有していると主張するならば、人事異動の裁量権は際限無く拡大解釈されていくこととなります。

とりわけ、教育公務員については、教育基本法第六条二項において「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない」と規定していることからすれば、今回、芦屋市の公務員としての異動としても、その公務上の必要性、異動基準の明確性、合理性等が必要であることは論を要しないところ

です。今回の処分者側の主張は、それらすべての点で崩されています。

たことで、文化財係に望ましいとの主張をこじつけただけなのです。

一方で、平成二年秋に市立美術博物館が竣工し、文化財係がその施設内に移転して、職員を芦屋市文化振興財団に派遣した際、私を博物館学芸員として配置するという措置はとってはいません。

そのことは、有資格者の配置という行政的措置について、一方で当面無関係の文化財係への配置に際しては「正当」としながら、当然必要である博物館施設の設置に際しては、私を学芸員として配置しないという矛盾した人事配置がみられます。

これらの点からも、学芸員資格を私の強制配転の理由にこじつけただけであることが明白です。

また、一九九四年四月、私を図書館に再配転し、図書館の森村を文化財係に再配転しています。(甲第二八一号証 人事異動通知書) 森村が学芸員資格を有さないことからして、私を文化財係に異動させる時のみに資格を利用しただけであるという事実が一層明白になりました。

図書館職員に学芸員資格が必要でないことは明白です。教員としての経験や知識が必要で生かされるという職場でもありません。私達だけを学校以外の機関に指導員として

④指導員と指導主事

私は一九八〇年は指導主事として配置され、一九八七年の異動においては指導員とされています。

配置先は同じ文化財係であり、業務内容もまったく変わりません。

処分者側が主張するように、「指導員は指導主事に準ずる」、「同位の職」というのであれば、同じ業務に従事するのになぜ指導主事から指導員に職名を変更して配置したのか、理由があるはずですが、処分者側は一切明らかにしていません。

むしろ、審理の中で、指導員は係長になれない職として、指導主事の地位にあることが明かになっています。

また、一九九〇年に美術博物館ができ、その管理運営を委託された芦屋市文化振興財団に派遣されました。(甲第二七八号証 辞令) その後、財団の職名を設置するに際して、その責任者である管理課長は、「指導員というのは特殊な職名で、将来係長にもなれない職名を設置することはできない」として、指導員の職名はつくりませんでした。

この点でも指導員の職名が「特殊」な職名であることが明白です。上記の事実から、合理的理由もなく下位の職に配置したことにつ

配置するという、差別人事であるのです。

7. 配転による学校教育活動への影響

(1) 社会科教員的大幅削減に伴う混乱について

①従前の社会科教員体制

一九七四年度からHR担任が三年間持ち上がり、クラス替えなしの持ち上がり制度が導入され、各学年に所属する各社会科教員も三年間その学年に所属することとなりました。そのことにより、各学年で履習する社会科の科目を各教員が教えることとなり、他の高校のように教員の専門科目のみを長年にわたって教えるという体制とは異なり、教員が毎年違った科目を教えるという体制に移行していき

ました。そのことは、社会科教員に教科指導上の負担を増加させることにはなりましたが、HRを基礎として、教科指導のみならず就学保障から進路保障まで、三年間をかけて学年教師集団と生徒が正面から向き合う関係の中で切り開こうとしたものであり、市芦教育の重要な柱を支える教員体制として実施されたものでした。

各学年に二名の社会科教員の配置としてすすめられてきました。

いて、処分者側の裁量権の範囲であるとの主張は成立し得ず、むしろ、市芦組合員の私に対する懲罰人事であることが明白です。

6. 私の特定理由

(1) 博物館学芸員資格

今回の配転理由について、「博物館学芸員資格を有する」、「有資格者が望ましいのは自明の理」と処分者側は主張していますが、本質的な誤りをおかしています。博物館学芸員資格は、本来博物館施設の専門職員に必要な資格であり、文化財係業務とは無関係であることは博物館法第三、四条の規定で明らかです。(甲第一二五号証)

単に博物館学芸員資格を有しているだけでは、なら調査担当者として認められるものではないのです。その件に関しては、県教委の指導が通知として正式に文書化されてもきました。(甲第二七九号証 発掘調査の組織と担当者の資格についての取扱基準 平成元年一月)

私に関しては、県の名簿においても文化財専門職員ではなく、事務職員として区分されています。(甲第二八〇号証 埋蔵文化財担当専門・事務職員一覧表) その中でも、芦屋市が専門職員の数において他市に比較して少ないという実態は明らかです。

たまたま私が博物館学芸員資格を有してい

時間講師についても、「三〇時間にもならないほうがいいと思う」そういう事態は「数少ない例である」との証言をしています（同P三七）。

二人もの教諭を異動させて時間講師をおくという異常さは、教育条件整備を優先的に考えるということがなされずに行われた異動であることを証明しています。露骨な組合員排除であつたのです。

そして、その教員減の結果として、石原、とりわけ一九時間も担当する潮海に負担がかつたと認めています。（同P三七）

処分者側証言は「異動に際しては教科バランスを考慮した」と主張していますが、まったく事実反しています。

この年の教科別授業時間数をみても、社会科学は教諭三人に対して八三時間の時間数であるのに、国語科は六人に対して八九時間であり、まったく教科バランスが考慮されていません。（甲第五四号証）

また、時間講師をこれ程多数採用しているのは社会科だけであり、さらには、安易な講師採用により、生徒の学力実態を全く配慮することなく、ただただ教科書にそつて授業を進めることだけ伝えられた講師の中には一週間ともたずに辞めていく時間講師もあり、生徒の授業混乱は引き続いて起こつていったのです。（甲第五七号証）

それは、「急に講師がやめられて、そうぜいたくは言えないという実情でした」と証言する（第一九回前田証言P四三）前田校長の混乱ぶりに端的に現れています。

さらに、混乱は拡大していきました。前述した日本史の単位認定に関して、一二単位という増加単位が県の基準を四単位も上回り、履修した生徒の単位認定に際して、履修もしていない他の教科を履修したかのように振替させていた事実が判明したのです。しかも、社会科教員の反対があったにもかかわらず、職務命令で振替させていたというのです。しかも、教育委員会への届け出・承認を怠っての違法行為でした。（第一九回前田証言P二六、二七一）

このような事態は、カリキュラムの作成に際して、教員の意見を全く聞かずに作成したことにより生じたものであり、教科の混乱を招き生徒にも混乱を生じさせたのです。

⑤一九八八年度の社会科教員体制

社会科教員を大量削減した翌年、市教委は村上指導主事を社会科教員として市芦に異動させています。小林証人は「校長からの要請で一名配置した」「配置した理由は覚えてない」と証言しています。（第三八回小林証言P二六）

P一七、二二）（甲第二五八号証）

しかし、前田校長は配置の理由について、「本来、これだけの時間（時間講師三〇時間）があることが決まっているなら、正規職員二名を配置するのが普通ですね。公教育からしていけないことでしょう」という申立人代理人の尋問に対して、「そういうことで、次の年度には確か社会科の教員は正規職員が一人配置されたと思います」と証言しています。（第一九回前田証言P三七）

このことは、二名減員と大量の時間講師では社会科の体制が成り立たず、学校が混乱していたことを市教委自身が認めたことでした。「適正配置」として削減した翌年に一名増員したことは、その「適正」がまったく根拠もなかったことをしめすものでした。

また、一名増員にあたって異動させた教員を市芦に復帰させることの検討について審査長からも質問がなされましたが、小林証人は「選択肢の中にはあった」「選ばなかった理由は言えない」「言えない理由も言えない」と証言拒否をしています。（第三八回小林証言P二六）

しかし、「定数条例改正に伴う過員解消の措置」として処分者側は削減・配転根拠の主張をしており、そうであるならば、一年後に増員するに際して、配転した教員を復帰させることに問題はなく、そうしなかった理由は、

이었습니다。（甲第二二四号証「時を刻む」P二七）就学保障の取り組み）

(2)奨学生の活動と奨学金係の体制

一九七三年に入って、上記の取り組みの中で奨学生の集会所が組織されはじめました。

「なぜ奨学金をとって高校に来るのか」という話を一人一人の生徒が交わしていく中で、自分の生活を点検していくという集会所として取り組まれました。

従前の奨学金が、行政によって「恩恵」的なものとして制度化されてきた中で、生徒の中に「貧乏だから奨学金を恵んでもらっている」という考えが深く浸透していました。そのことは、貧乏を恥として、常に身を小さくし、奨学金を取っていることは隠すべきことという意識として生徒に浸透していました。そのような意識を反転させていく取り組みとして、奨学生集会所が持たれていったのです。

集会所で生徒自身が生活をさらし、必死に生きている親の生活を直視して、親が子供の教育にかけている熱い思いを感じとっていく中で、生徒は高校で学ぶことの意味をつかみ取っていくのです。

そのような取り組みを通して、ホームルーム（HR）で奨学生達が積極的に発言し、「学力がない」ことを恥として学習意欲を高めら

定数条例改正そのものが「過員」を無理やり生じさせて、特定組合員を排除していくという意図が市教委にあったことを示しています。

8、私の教育権・教員としての

諸活動の阻害、不当労働行為

私は、一九八六年度の校務分掌として、三年学年渉外係、進路指導部渉外係、奨学金係を担当し、あわせて学校全体の校務分掌委員、職員会議議長を担当していました。

それらの活動の中で、「松本教育改革」による市芦教育つぶし・校長の職務命令による「支配と服従」体制に対して、私は納得できない多くの事柄に直面し、教育活動の進行に多大な支障をおぼえていました。

特に、奨学金・進路指導に関して、市芦での体制が確立していた歩みについて簡単に述べ、私の配転後、その体制が大きく損なわれていったことについて述べます。

(1)就学保障の取り組み

私は、一九七三年四月に市芦教員として採用されました。当時市芦はその二年前の一九七一年から進学保障制度を導入し、一年から三年まで進学保障生徒が在籍した年でした。彼等のはとんどが貧困家庭生徒であったことから、私達は新たな教育課題に直面しまし

れずに悩んでいる仲間を励ましていくという姿が見られるようになります。奨学生集会所の意味はそのようなものとして、生徒の自主的な活動としてとりくまれてきました。

そのような取り組みを一層進めていくために、奨学金の指導体制の確立が目指され、一九七八年には奨学金係が独立した校務分掌として設置されることになりました。

従来の、総務・教務・生徒指導・進路指導の四部に奨学金係が新たに加わって、五部の体制が整えられました。

奨学金係は、単に奨学金の事務手続きの窓口的役割に留まらず、奨学金取得指導をはじめとして、奨学生がクラスの一員として落ち着いて勉学や各種学校行事に積極的に関わっていく力をつけるため、奨学生集会所の指導を行う係として設置されたのです。各学年に一名配置して、一九七四年から導入されていた三年間持ち上がり制に連動して、係も三年間引き続いて奨学生指導にかかわるという体制が整えられたのです。

私は、一九七八年に奨学金係が独立した時から一九八七年に強制配転されるまで奨学金係を引き続いて担当しました。そして、併せて、奨学生がその大半を占める就職希望生徒（学年生徒の半数近くが就職希望という実態

た。

それまでは、校務分掌として奨学金係もなく、奨学金取得生徒も全校で数名程度であり、生徒の就学保障が教師の教育課題であるという視点は、あまり教師になかったのです。

進学保障生徒が入学し、生徒の厳しい生活実態を見つめていった教師にとって、生徒が三年間学校に通い続けるためには、奨学金や授業料免除が欠かせないということに気が付き始めました。

そして、全教職員あげての就学保障の取り組みが開始されました。

一九七一年から一九七八年にかけて、芦屋市奨学金・授業料免除制度の改善をはじめとして、市芦に在籍する生徒に関わる神戸市・西宮市等の制度改善や日本育英会の制度改善の取り組みが行われました。

また、生徒全員の参加を目指した臨海学舎・修学旅行の扶助料制度や、生徒の健康管理のうえでの眼鏡・治療費等の公費負担の「医療費補助」制度を芦屋市に新設させてきたのです。

それらの取り組みは、従来の奨学金制度が「受給資格」において、「学業優秀」「品行方正」とした「育英思想」に対し、真に「教育の機会均等を図る」制度としての改善を迫るものでした。

それらの取り組みはその後もふかめられて

でした)の指導を進路指導部の中で行いました。

一九八七年三月に二三回生を卒業させたあとと本件人事異動が行われて、二三回生を担当した教師の大半が強制配転させられました。その後、二三回生の指導内容・それを支えてきた教員体制等が何ら引き継がれることなく、むしろ大きく後退させられました。

このことは、この学年が取り組んできた生徒の教育権保障の種々の実践が、「松本教育改革」と相いれないものとして、市教委がこの学年教師を大量に排除したものと考えるを得ません。

以下、私が担当した奨学金・進路指導について特定し、学校教育の中における奨学生の果たした役割を中心に述べていきます。

(3) 二三回生の取り組み

① 奨学金取得指導の意味

一九八四年四月、二三回生学年組織は四名の教員によって出発しました。五クラス二コースで複数担任制を敷き、私は学年の取りまとめ役ともいふべき渉外係と、奨学金係を担当しました。その分掌は三年間続けました。三学年の時には、さらに進路指導部の渉外係も担当しました。(甲第二八七号証の一、三昭和五九、六一年度の校務分掌一覽表)

四月当初には、年間の学校行事等の日程が

決められ、あわせて各種の生徒の自主活動の日程も調整され、奨学生集会も学年・学校全体の年間計画に組み入れられ、毎月のように開催しました。(甲第二八八号証の一、三昭和五九、六一年度の年間計画表)

二三回生の新一年生を迎えるに際して、生徒が今後の三年間の市芦生活をどのようなものとして過ごしていくかということで、学年生徒全体として学ぶことの意味があるとして、先輩の奨学生の作文を掲載した「入学の手引き」を作成しました。(甲第二八九号証)

入学直後から学年あげでの積極的な奨学金取得指導の結果、二三回生の入学者一四五名のうち、二〇%に相当する生徒が奨学金を得ました。

奨学生の比率が二〇%をこえたのは、一九七七年からで、それは本件人事異動のあった一九八六年まで続いていた。

市内の他の全日制公立高校の奨学生が五%にも満たないという実態と比較して、奨学金制度がなければ高校にたどり着けなかった生徒がいかに市芦に多数いたのかが分かります。

新一年生の四、五月の生徒指導の中で、奨学金取得指導はとりわけ大きな意味を持っていました。各市に提出する奨学金申請書を、中学までとは異なり生徒自身が文章提出をしなければならぬのです。

予想のもとに、進路保障の厳しさは教員以上に生徒たちに大きな不安を生んでいました。(甲第二九一号証「高卒特に深刻に」朝日新聞一九八六年七月二一日)

進学希望の生徒たちにとっても、大学受験者の増加という事態の中で、現役での入学は例年になく厳しいものが予想されていました。

生徒たちが自分の生活実態や学力についての話し合いの中で、学習意欲をそれなりに高め、学力をつけてきたとはいえ、現実の競争社会に挑戦していくという場面で、不安ばかりが増大していきました。

その意味で、生徒たちの進路に関わる集会は重要な意味を持たざるを得ませんでした。進学、就職に関わらず、なぜその進路を選択したのかについて、生徒自身が自分の言葉で語る集会を設定しました。

奨学生達は、「なぜ働くのか」というテーマが中心となった就職生集会の中心に位置していきます。他の就職生が、自分の生活を直視できないまま、安易な気持ちで就職希望の話をした時、親が現実にとどれ程厳しい社会で働いているのか、その姿を見て自分はこのように働くことについて考えているのかということ、具体的に話をだすのは奨学生達であつたのです。

そのような集会を積み重ねることで、働くことへの意欲と、必要な基礎学力をさらにつ

学年会議では、奨学金取得希望生徒の生活実態が、担任の家庭訪問の報告と併せて子細に報告されます。

その中で、係として、奨学金を取得するに際しての生徒の課題は何か、親の生活実態をどのようにとらえているのか、というようなことを厳しく学年教師に問いかけてました。

担任だけではなく、一四名の学年教師集団として、各教科の授業の中での生徒の日々の様子も報告されました。

二年にはいると、奨学生達が一年間かけてたくわえてきた話を基にして、学校全体の生徒の自主活動の場として生徒会執行部に立候補していくようになります。

奨学生の学校での活動の場として生徒会活動に積極的に関わるといふことは、一九七〇年代の中頃から市芦では定着してました。この学年でも奨学生集会やクラスで話し合いが持たれ、生徒が立候補していきます。以下、立候補した奨学生の一例をあげておきます。

心臓が悪い母の姿を見て将来は看護婦を目指すというKは、ゴム工場で重労働に耐えながら、障害者とともに働き、組合長として活動する父親の姿にふれて、「家で工場の障害者の人の話をする時、すごく楽しそうや。そんなんみてたら、いいなと思う。自分はクラ

けていく学習意欲が、一人一人の生徒の中で高められていくようになりました。

そのような就職希望生の話し合いは、進学希望生の集会やクラスのHRの話し合いの場に引き継がれていきます。厳しい生活実態の中で働く意思を固める就職生の仲間の話によって、進学生も自分の進路選択にかけた意思を点検し、学習意欲を高めていく取り組みを進めました。

就職生のそのような話を企業に出す生徒調査書に書いていき、生徒の総合評価を企業に突きつけていく取り組みをすすめました。

そのような調査書の記入に関して、学校全体の教員の進路指導の意思を受けて、校長から企業への要請文が出されました。(甲第二九二号証 就職統一用紙の記入についてをお願い)

単なる数字上の学力だけでは競争に負けていくしかない市芦の生徒にとって、本当の働く力が何なのか自覚し、実社会に向かっていく勇気と生きる力を獲得していくことが課題でした。

その意味で、市芦に来る生徒たちの進路指導は、三年間の話の総和であり、三年間持ち上がり制にしてきた意味が改めて重要になってくるのです。

二三回生のこれらの取り組みの結果、進学

その決意を、生徒会の行事としてある文化祭や体育祭で次の様に生かしていました。例えば文化祭を単なるお祭りではなく、自分たちの生活を見直す自己表現の場として、多くのクラス創作劇を生み出し、また、体育祭では、障害生とともに参加するための競技種目を、全校の討議議題として提起していき、それらの取り組みの中で、障害生との共生を模索しお互いの痛みのわかる生徒たちの集団が形づくられていくのです。障害生もその中で競技・公演に生き生きとして参加し、多くの感動的な場面を生み出しました。

市芦教育の中で、生徒たちは具体的な出会いを求めて、人としての優しさを身につけていくことになるのです。

② 進路保障のとりくみ

そのような生徒たちの真価が問われていくのは、三年生の進路の決定の時期です。

その年は、高卒求人が大幅に旧年度を下回

・就職ともに生徒の希望を多分に組み入れられた結果を得たといえます。(甲第一一四号証)

③奨学生の抗議

「私たちの市芦を守れ」

前述した取り組みを経て、三年生が就職試験を受けるという一〇月一日に、深沢・河村教諭の停職処分と、鈴木教諭の突然の強制配転が行われました。

一学年の生徒に与える影響はもとより、三年生の生徒たちにも多大な動揺を与えました。信頼していた教師を奪われていく恐怖は、生徒自身の市芦ですごし方の全体を不安に落とし込めるものでした。

市教委のそのような理不尽な行為に真っ先に反対の声を上げたのは奨学生達でした。

自分たちがこれなくなるような市芦にかえられてしまうという危機感は、奨学生達に共通のものでした。学力を破壊され、家庭も破壊されながら、それでも仲間や教師に支えられて三年間を過ごしてきた生徒たちにとって、支えてくれた教師を一枚の紙切れで配転する市教委のやりようは許せないとして、すぐさま全校の奨学生集会を開催し、抗議文と抗議署名の取り組みを始めたのです。議事進行から抗議文の作成、署名文の作成等、すべては奨学生達が自主的に運んでいました。

彼等は一〇月四日から署名を開始し、短期間の間に全校の奨学生の署名を集約し校長に提出しています。(甲第一〇号証 署名文)

さらに、校長との話し合いも持ち、自分たちのような生徒にとっての市芦をなくさないでほしいという、全校奨学生の声を伝えました。

しかし、これらの切実な声も届くことはありませんでした。

しかし、それでも、かれらは教育要求を声にだし、精一杯の努力をして卒業していったのです。

奨学生としてその活動の先頭に立ち、鈴木教諭の離任式でも在校生の声を代表して伝えてきたNは、卒業生代表として答辞を読み上げました。以下、その一部を紹介しておきます。

第三回卒業生答辞(抜粋)

私は市芦に入って、今の卒業式を前にしたこの時がやっとこれた、そんな気持ちでこの答辞をよんでいます。

それは、私にとって、卒業までくるというのは、決して楽なものではなかったからです。私はここまで来るのに何度もつまづき、その度に起き上がり、友達に手を引っ張ってもらってここまでこれた。この市芦だったからこれた。そう思います。

私の家は、私が小さい頃両親が離婚したため、母と姉と妹の四人家族でした。

母は、水商売という不安定な仕事だったために、サラ金からお金を借りて、その日のお金を得ていました。その頃、借金取りがしょっちゅう家に来ていたのを覚えています。私と姉は真っ暗な部屋で、部屋にいるのがバレないように息をひそめていたのを覚えています。

市芦に入って、奨学生集会を通して、自分もHRで話をしようと思いました。私は話を聞いてくれた人達を見ていて、先生にしても、友達にしても、こんなに自分のことを聞いてくれる人がいるのを思うと胸にささるようなものを感じました。だから私は、このクラスの人々と二年へ絶対に上がろうと思いました。

三年になって、進路について考え出してきました。その頃、学校がだんだん変わり出しているのに気がきました。今まで私が支えてもらい、ここまでこれた自分の学校が変わる、そう思いました。

私達のようなしんどい子が来れない学校にしたいいけない、なんとかして止めたい、そう思い、奨学生の仲間と署名を集め、抗議文を書き、校長先生らと話し合いました。その時、私だけでなく、他の生徒も動いたのは、みんなも学校が変わるのを恐れていたからでした。

しよう。

私は鈴木先生が、自分の意志ではないのに、学期の途中で全然関係のない体育館の仕事へまわされ、学校は、大人は、紙切れ一枚で生徒が必要としている人をいとも簡単に追いつてしまふ、それがイヤだったし、こわかった。

だから私は、離任式に自分の話、自分が思っていることを言いました。それによって何かが変わったわけではないかも知れませんが、でも私のようなものでも市芦だったから高校にいれるというのを知らなかった。だから私のようにしんどい家庭、低い学力、小さな時からいられて剥がすことのできなかったレッテル、いつも他人から色めがねで見られていた人達が集まってくる市芦だったから、みんなあたたかい人達だったから卒業できた、そう思います。

私は、この三年間、何を手にいれたといえ、本当にしんどい時に助けてくれるあたたかい友達を見つけたことです。

在校生のみなさん、自分がしんどい時に、その話を友達に打ち明けてください。(甲第一二号証 第二三回卒業式答辞)

(4)奨学金係体制の破壊

一九八七年四月一日、校長は、従前の職員

会議規定を一方的に破壊し、部長主任制を突然導入することによって、従前の、校務分掌

委員による教員の希望をもとにした調整による分掌配置は姿を消し、校務分掌はすべて校長の任命となったのです。

その中でも、組織体制が全く破壊されたのは、奨学金係でした。従前の五部体制がつぶされ、奨学金係は他の四部とは全く別の扱いを受け、学年主任の兼務にしか過ぎない扱いを受けています。(甲第四一四号証)

その結果、奨学金取得指導のための係の機能はなくなり、奨学生集会も奨学金支給のためだけにひらかれるという状態で、前述したような内容の集会、指導はいいさに行われなくなりしました。

また、進路指導部も、従前は三学年教師集団が全員で関わってきたのが、担任と主任だけの学年構成となり、進路指導部も少人数にやるものに改変され、就職生の指導も学年全体の取組みとはなりません。

学校教員全体による教育力は低下し、事実として、この年は「教育改革元年」と言われながらも、市教委が改革の目玉とした大学進学率は、二三回生の結果からは大幅なダウンをみえています。

奨学金取得生徒数も減少化していき、HR指導も低下し、生徒の諸活動も意欲低下を生むしかなかったのです。

(5)私の教育活動の阻害

芦屋市において、公教育としての責務をはたすべく、過去二〇年近くわたって、全ての子供たちに後期中等教育を保障するために、高校全入の取り組みが進められてきました。

市教委においても、「教育の内容及方法に根本的検討を加え、抜本的改革を行うことが必要」として、市芦教育現場の声を聞き取り、生徒実態に依じての種々の教育条件整備を行ってきたのです。

生徒の生活実態に深く入りこんできたからこそ、一人一人の生徒を切り捨てることのない全入への取り組みを進めてきたのです。

しかし、松本教育改革は、「高等学校の教育課程についてこれる生徒」のみを対象とすることを高言してはばかりません。このことは、障害児を切り捨て、他の多くの学力を破壊されてきた生徒たちに対して高校の門を堅く閉ざすことに他なりませんでした。

すさまじい生育歴を背負いながら、親の生き様につながり、人としての優しさと生きる力を身に付けようとして、必死で高校に学び続けてきた生徒たちと出会う中で、私は生徒や親の教育要求に答えようとして全力をあげて就学保障、奨学金の取り組みを進めてきたのです。

前述した、奨学生Nの卒業式答辞は、親・仲間そして市芦教師に支えられ、自立していった生徒の三年間の姿が端的に示されています。

そういう生徒たちを切り捨て、高校の門を閉ざす「教育改革」を許すわけにはいきません。

前述した二三回生の三年間の総括により、次年度二六回生の指導にあたって、生徒の自主的な活動を育成し、三年間かかって自分の進路を切り開いていく力を身につけていく活動を計画していた私の教員としての活動は、今回の異動によってまったく不可能とされたのです。

市芦の二〇年間におよぶ全人の取り組みに関して、その方針変更を市教委として強行するため、現場の実態に耳をかすことなく、従来の市芦教育に深く関わってきた教師を大量に強制配転したのです。

障害生の切り捨て、奨学生の切り捨て、進学保障制度の廃止等を強行するために、定数条例上の過員を作り出して配転させたのです。この改革が生徒の教育権を奪うものでしかないとは批判的であった二三回生の教師集団、組合員を排除したのです。

単に三年生を卒業させた区切りである、という処分者側の異動教員の特定理由は、上記の事実を隠蔽するものでありません。

(6) 私の組合活動

市芦教員として採用後、組合青年部に属した私は、奨学金の取得指導に関わり、学内はもとより、当時の組合支部においても高校現場に置ける奨学金取得状況の調査を実施し、就学保障の観点による生徒指導について組合青年部の方針として掲げてきました。

組合青年部長を一九七五、一九七六年と担当し、組合執行委員としての活動をしていました。

生徒の進路保障をめぐる取り組みは、一九七二年に、兵庫県行政（教育・労働他）や経営者協会等の雇用者代表、さらに、労働者代表（総評・兵庫県高等学校教職員組合等）、関係団体（県同和教育協議会・解放同盟他）を多数含めた、官民合同の兵庫県進路保障協議会が設立され、調査書の改善等多くの取り組みが深められていきました。市芦の組合としても、その中に参加し、取り組んできたのです。

私が支部執行委員をしていた一九七九年度、兵庫県の高校授業料の値上げ、定時制・通信制高校の授業料復活の動きに対して、組合として取り組んできました。（甲第二九三号証授業料値上げ反対決議文）

その後、組合の中で執行部は若手教師によって組織されるようになりますが、私は、とりわけ就学保障・進路保障の取り組みについて、続けて関わってきました。

また、配転の年、一九八七年の三月に私は一九八七年度分会執行委員となりました。委員長深沢、副委員長森村、書記長吉村、会計小川執行委員滝山の五名の執行部のうち、実に三名も強制配転されています。（甲第二九四号証一・三 職員団体役員選出証明書他、甲第二九五号証 組合役員改選挨拶文）

「松本教育改革」に反対を唱える組合の弱体化を狙い、解体を狙う不当労働行為といえます。

このように、私の組合活動が、青年部の活動の時から一貫して奨学金の取り組み、奨学生の自主的活動の育成にあったことから、本件異動は私のそれらの組合活動並びに前述した教育活動を忌避するために行われたものであると断定せざるを得ません。

それは、井上メモ（甲第二七号証）が、特定組合員の選別排除を意図して作成され、事実において、私も含めて市芦から排除されていることでも明らかです。

私達の異動後、残された組合員の必死の教育活動にもかかわらず、生徒たちの教育権が次々と奪われ、無残な姿をさらしていることについて、処分者側の教育破壊に対する深い怒りを禁じ得ません。

公平委員会の公正な審理によって、一日も早く市芦現場復帰の裁定を出されるよう、強く訴えるものです。